

北海道胆振総合振興局告示第 13 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第8号に掲げるかれい固定式刺し網漁業(胆振総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年(2023年)2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備 考								
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格										
かれい固定式刺し網漁業 (苫小牧港港湾区域内海域)	苫小牧港港湾区域内の 海域	4月1日から 翌年3月31日まで	48隻以内	総トン数10トン 未満	1. 胆振総合振興局管内 に住所を有する者 2. 苫小牧港港湾組合の 同意を有する者	令和5年(2023年)2月1日 から 令和5年(2023年)3月1日 まで	<p>1. この公告に係る許可の有効期間は、令和5年度以内とする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、胆振総合振興局水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の 条件 を 付けることがある。</p> <p>(1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以 外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。や むを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他 の船舶に転載する場合は、その都度、胆振総合振興局長に報告し なければならない。</p> <p>(2)さけ・ます及び次に掲げるかにが採捕された時は、できる限り損 傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ ずわいがに ウ べにずわいがに</p> <p>(3)6月21日から8月20日までの間、なまこが採捕された場合は、で きる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(4)使用する刺し網は、次のとおりとする。 ただし、2枚以上の網地を重ね合わせた刺し網を使用してはな らない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>網 目</th> <th>掛 目</th> <th>網 長 (1反の足棚の長さ)</th> <th>海中敷設網長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>106mm (3寸5分)以上</td> <td>35掛以内</td> <td>30.3m(20間)以内</td> <td>6,060m(200反) 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番 号を記載した標識を付さなければならない。 (6)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、こ れに従わなければならない。</p>	網 目	掛 目	網 長 (1反の足棚の長さ)	海中敷設網長	106mm (3寸5分)以上	35掛以内	30.3m(20間)以内	6,060m(200反) 以内
網 目	掛 目	網 長 (1反の足棚の長さ)	海中敷設網長												
106mm (3寸5分)以上	35掛以内	30.3m(20間)以内	6,060m(200反) 以内												